

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 2 5 日

各都道府県トラック協会
専 務 理 事 殿

(公社) 全日本トラック協会
常務理事 山 崎 寛

令和 7 年度「重要物流道路」の指定に関する要望の受付について

平素は当協会の事業運営に格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「重要物流道路」につきましては、毎年 4 月を目安に「候補路線」、
「計画区間」、「事業区間」、「供用区間」が指定されております。

当協会では、今年度も引き続き要望活動を展開し、トラックの効率輸送
を高めるための道路整備が実現できるよう努めて参りたいと考えていま
す。

つきましては、貴協会及び地元の地方自治体等との調整の結果、重要物
流道路として追加すべき区間がございましたら、別紙『「重要物流道路」
の指定に関する要望 提出票』により 11 月 17 日(月)までに道路・施設
部宛てにご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ① 令和 7 年度「重要物流道路」の指定に関する要望 受付要領
- ② 令和 7 年度「重要物流道路」の指定に関する要望 提出票
- ③ 参考資料 重要物流道路の概要

※本件の電子データは全ト協にご登録いただいている代表メール宛てに送信致します。

◇本件の問い合わせ先

道路・施設部 TEL: 03-3354-1091 E-mail: douroshisetsu@jta.or.jp

令和7年度「重要物流道路」の指定に関する要望 受付要領

全日本トラック協会では、「重要物流道路」の指定に向けて、各トラック協会と地元の地方自治体等とが一体となり重要物流道路の指定に向けた活動が行われている区間について、道路利用者の立場から取りまとめて要望を行うため、都道府県トラック協会からの要望区間を受け付けます。

1. 要望のねらい

(1) 重要物流道路とは

- 全国的な貨物輸送網の形成を図り、安定的なトラック輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な区間を定めて「重要物流道路」として指定するもの。(道路法第48条の17)
- 重要物流道路の構造基準は、貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定められる。(道路法第48条の18) 車両高さ 3.8m→4.1m へ引上げ。
- 候補路線※、計画区間※、事業区間、供用区間として段階的に指定することで、国が重要物流道路の計画的な機能強化を推進。※高規格道路の場合
重要物流道路は状況に応じて4段階の指定種別があります。

	指定種別	対象	主な段階
1	候補路線	高規格道路	優先区間の検討が行われる段階
2	計画区間	高規格道路	計画段階評価が行われる段階
3	事業区間	全ての道路	事業化される段階
4	供用区間	全ての道路	供用が開始される段階

(2) 追加指定要望のねらい

- 「働き方改革」を実現し、トラック事業者が更に社会貢献していく上で、トラックの輸送効率化を高めるための道路整備が重要。
- 「重要物流道路」に指定され、指定区間に集中投資がなされることにより、高速道路の新設、既存道路の拡幅や立体交差化などの機能強化が行われれば、トラックが生活物資、産業物資、災害時の緊急支援物資などの輸送を、効率的かつスムーズに行うことが可能。
- トラック事業者の目線から早急な道路整備が真に必要なと考えられる区間について、各都道府県トラック協会から寄せられた情報を基に全ト協がとりまとめ、国土交通省等へ要望活動を展開する。

2. 対象区間

重要物流道路の指定については、物流拠点までのラストマイルを除き、新広域道路交通計画に位置づけられた道路の中から、特車許可申請数等のニーズや周辺道路の指定状況、道路調査の進捗状況等を総合的に勘案し、道路管理者の要望に基づき実施されているため、対象区間は次の①～②のいずれも満たす区間とします。

- ① 地元行政（道路管理者）から国に対して、重要物流道路への指定に向けた早期整備を求める要望活動が行われている区間（今年度内に要望予定の区間を含む）
- ② 道路利用者（トラック協会）から重要物流道路の指定を求める区間

3. 提出ファイル

次の（１）～（２）の電子ファイルを提出する。

（１）「重要物流道路」の指定に関する要望 提出票（Word ファイル）

（２）要望区間を示す地図

<提出票に記載する内容>

- ①路線名
- ②要望区間
- ③供用状況（未供用もしくは供用中）
- ④ネットワーク形成状況

例：重要物流道路に指定されている〇〇道路と△△道路を結ぶネットワークを形成

- ⑤新広域道路交通計画における計画有無
- ⑥要望する指定内容（候補路線、計画区間、事業区間、供用区間）
- ⑦地元行政の要望活動の状況

4. 提出方法

各都道府県トラック協会より、電子ファイルにて道路・施設部宛てに提出して下さい。

（１）提出期日

令和 7 年 1 1 月 1 7 日(月)

（２）提出先

(公社)全日本トラック協会 道路・施設部 宛て

※メール送信または CD-ROM 等により、電子ファイルにて提出する。

① 送信先メールアドレス：douroshisetsu@jta.or.jp

②CD-ROM 等電子媒体の送付先住所：〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-5

◇本件の問い合わせ先

道路・施設部 TEL:03-3354-1091 E-mail:douroshisetsu@jta.or.jp

（参考）重要物流道路の指定状況の確認方法

（１）国土交通省「重要物流道路」

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/Top03-02-03.htm>

令和 7 年 4 月 1 日時点の指定状況[リスト等]

（２）国土交通省「一般交通量調査結果WEBマップ（可視化ツール）」

https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-data/census_visualizationR3/index.html

令和 6 年 4 月 1 日時点の指定状況[WEBマップ]

＜WEBマップでの確認方法＞

- ・上記 URL 先のホームページから確認したい都道府県をクリック



- ・表示ツールの各道路のチェックを外し、重要物流道路のみチェックを入れる

各道路情報の チェックを外す	重要物流道路のみ チェックを入れる
☒ 地理院タイル（淡色地図） ☐ 地理院タイル（標準地図） ☐ 地理院タイル（オルソ） ☐ 地理院タイル（白地図） ☒ 高速自動車国道 ☒ 都市高速道路 ☒ 一般国道（直轄） ☒ 一般国道（その他） ☒ 主要地方道（都道府県道・指定市道） ☒ 一般都道府県道・指定市の一般市道 -----（調査結果（階層区分図））----- ☐ 車線数 ☐ 昼間12時間交通量（全車・上下計） ☐ 24時間交通量（全車・上下計） ☐ 混雑度 ☐ 朝夕旅行速度（上り・下りのうち遅い方向） ☐ 昼間旅行速度（朝夕旅行速度と同一方向） -----（一般交通量調査以外の情報）----- ☐ 重要物流道路(R6.4時点) ☐ うち、直轄国道(太線表示)(R6.4時点) ☐ 代替・補完路(R6.4時点) ☐ 主要渋滞箇所(R6.9時点)	☒ 地理院タイル（淡色地図） ☐ 地理院タイル（標準地図） ☐ 地理院タイル（オルソ） ☐ 地理院タイル（白地図） ☐ 高速自動車国道 ☐ 都市高速道路 ☐ 一般国道（直轄） ☐ 一般国道（その他） ☐ 主要地方道（都道府県道・指定市道） ☐ 一般都道府県道・指定市の一般市道 -----（調査結果（階層区分図））----- ☐ 車線数 ☐ 昼間12時間交通量（全車・上下計） ☐ 24時間交通量（全車・上下計） ☐ 混雑度 ☐ 朝夕旅行速度（上り・下りのうち遅い方向） ☐ 昼間旅行速度（朝夕旅行速度と同一方向） -----（一般交通量調査以外の情報）----- ☒ 重要物流道路(R6.4時点) ☐ うち、直轄国道(太線表示)(R6.4時点) ☐ 代替・補完路(R6.4時点) ☐ 主要渋滞箇所(R6.9時点)



- ・WEB マップ上で重要物流道路（赤線）が表示される



(公社) 全日本トラック協会 道路・施設部 宛
メールの場合 : douroshisetsu@jta.or.jp

「重要物流道路」の指定に関する要望 提出票

◆要望する道路が複数ある場合には、1つの道路で1枚の提出票をお使いください。

整理 No.	協会名	トラック協会	担当者	
路線名				
要望区間		供用状況 いずれかに ○を付す	未供用 ・ 供用中	
ネットワーク 形成状況		新広域道路 交通計画 いずれかに ○を付す	計画あり ・ 計画なし	
要望する 指定内容 該当箇所に ☑を付す	☐ 候補路線※ ☐ 計画区間※ ☐ 事業区間 ☐ 供用区間 ※高規格道路のみ選択可能			
地元行政の 要望活動 の状況				
その他				

※要望区間を示す地図を添付して下さい。

(公社) 全日本トラック協会 道路・施設部 宛
メールの場合 : douroshisetsu@jta.or.jp

「重要物流道路」の指定に関する要望 提出票

◆要望する道路が複数ある場合には、1つの道路で1枚の提出票をお使いください。

整理 No.	協会名	〇〇トラック協会	担当者	〇〇
路線名	国道〇〇号 〇〇バイパス			
要望区間	〇〇～〇〇	供用状況 いずれかに 〇を付す	未供用 ・ 供用中	
ネットワーク 形成状況	重要物流道路に指定された〇〇道路と国道〇 〇号を繋ぐネットワークを形成	新広域道路 交通計画 いずれかに 〇を付す	計画あり ・ 計画なし	
要望する 指定内容 該当箇所に ☑を付す	☐ 候補路線※ ☐ 計画区間※ ☒ 事業区間 ☐ 供用区間 ※高規格道路のみ選択可能			
地元行政の 要望活動 の状況	令和7年〇月〇日、地元の〇〇県が国土交通省に対して〇〇道路(〇〇～〇〇区間)の重要物流道路の指定(事業区間)に向けて、当該道路の早期整備に関する要望を行った。(要望書を提出)			
その他				

※要望区間を示す地図を添付して下さい。

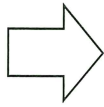
重要物流道路の概要

○ 物流の更なる円滑化等を図るため、物流の観点から重要な道路を「重要物流道路」として国土交通大臣が指定し、機能強化を推進。

＜重要物流道路指定の効果＞

(物流を取り巻く課題)

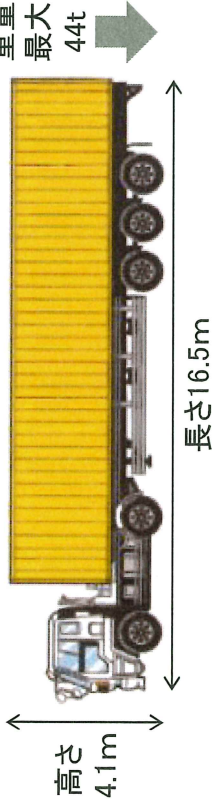
物流は、生活や経済活動を支える必要不可欠なものであり、ドライバー不足等の課題に対し、トラック大型化への対応等の生産性の向上が急務。



2018年道路法改正により、
重要物流道路制度を創設

- 道路構造の基準を国際海上コンテナ車対応に引上げ
- 構造上支障のない区間は、国際海上コンテナ車の特車許可不要
- 地方自治体事業は個別補助制度も活用して支援

国際海上コンテナ車 (40ft背高)



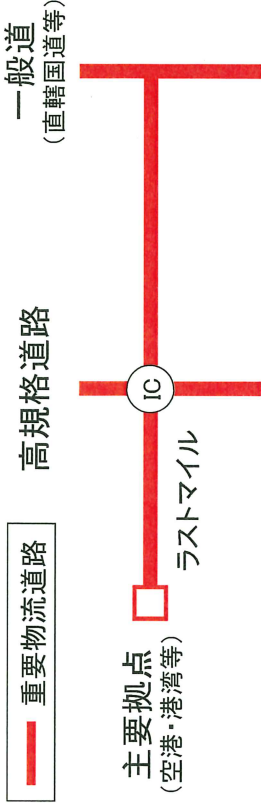
(参考) 道路構造の基準

	自専道等	一般道
長さ	16.5m	12m
幅	2.5m	2.5m
高さ	3.8m	3.8m
前端オーバーハング	1.3m	1.5m
軸距	前軸距 4m 後軸距 9m	6.5m
後端オーバーハング	2.2m	4m
最小回転半径	12m	12m

重要物流道路に指定

重要物流道路	
長さ	16.5m
幅	2.5m
高さ	4.1m
軸距	1.3m
前軸距	4m
後軸距	9m
後端オーバーハング	2.2m
最小回転半径	12m

＜ネットワークのイメージ＞



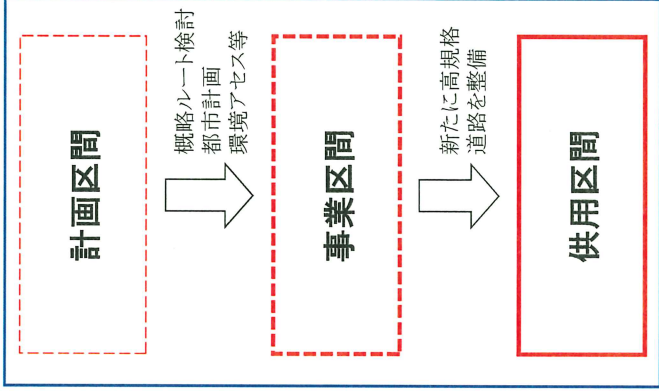
＜指定状況(2025.4.1)＞

高規格道路

一般道

候補路線 381路線

直轄国道等



計画区間計
93区間

事業区間計
約 2,700km

供用区間計
約 36,000km

※[自専道等]は第1種、第2種、第3種第1級、第4種第1級の道路で、「一般道」はそれ以外の道路。